主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人田中一男の上告理由第一、ないし第五、について。

原審の確定した事実関係のもとにおいては、被上告人B信商株式会社が、本件係 争建物の所有権移転登記を経由している以上、その敷地の地上権につき、何らの登 記がなくても、右地上権の取得をもつて、土地所有者たる上告人に対抗しうるもの とした原審の判断は正当である。所論引用の判例は、すべて本件に適切でない。し たがつて、原判決に所論の違法はなく、所論は、右と異なる見解にたつて原判決を 攻撃するものであつて、採用できない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、 主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

郎	=	中	田	裁判長裁判官
六	語	原	柏	裁判官
郎	Ξ	村	下	裁判官
雄	正	本	松	裁判官